**平成２７年（フ）第５５号**
埼玉県春日部市南４丁目19番８号　桐生マンション301
債務者　松本　　寛
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第１００６号**
千葉市花見川区花見川８番４棟203号
債務者　萩原　一弘
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第１０２２号**
千葉市花見川区幕張町３丁目1692番地１　住友幕張ハウス317号
債務者　渡邉　和彦
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第１１０４号**
千葉県市原市村上1374番地
債務者　福原　春詩
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第７８号**
千葉県船橋市南三咲１丁目９番７号　エクセルコート壱番館204号
債務者　古屋　誠司
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第８号**
富山県高岡市石瀬390番地１　ドリームハウス美原101号
債務者　川畑　昭子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２７年（フ）第３号**
静岡県掛川市大渕6833番地の１　フェリーチェＢ203
債務者　小澤　洋亮
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２７年（フ）第４号**
静岡県掛川市大渕6833番地の１　フェリーチェＢ203
債務者　小澤　順子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２７年（フ）第１４１号**
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅３街区１棟208号
債務者　和田　美紀
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１５０号**
名古屋市千種区丸山町３丁目28番地の１　メゾン丸山202号
債務者　岩佐ゆう貴
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１０号**
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触1634番地３
債務者　市山　悦敏
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

**平成２６年（フ）第２０５１号**
北海道稚内市富岡４丁目25番６号、申立時の住所札幌市東区北33条東16丁目４番23―205号
債務者　古山　由依
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３５３号**
札幌市手稲区新発寒３条１丁目１番12―102号
債務者　大竹　志保（旧姓野々村）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３７４号**
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番25―512号
債務者　浦崎　孝裕
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３８５号**
札幌市西区発寒２条４丁目２番７号
債務者　坂口　　稔
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３９０号**
北海道千歳市緑町５丁目３番34号　エコア緑町Ｖ101号
債務者　立花　和典
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３９６号**
札幌市東区北12条東14丁目２番12―601号
債務者　佐々木昭彦
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部